

## 平成23年度第5回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日時 平成24年3月13日（火）13時30分から14時30分
- 2 場所 新居浜市役所応接会議室（3階）
- 3 出席者 委員 11名（欠席者 5名）  
事務局 4名
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 （1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について  
（2）その他

### 【事務局】

定刻が参りましたので、ただいまから、平成23年度第5回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。

議事の進行は、設置要綱の規定により委員長が議長となりますので、委員長、よろしくお願いいたします。

### 【議長】

委員の皆様には大変お忙しい中、平成23年第5回新居浜市自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は、お手元の会次第のとおり、協議題（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について、（2）その他、となっております。計画の策定につきましては、本日で最終の協議と考えておりますので、議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。それでは、協議題（1）新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、お手元にお配りしている資料で前回と変更となった点について説明をいたします。3ページをご覧ください。前回協議会の中で、女性に対する支援策を計画に取り入れてはどうか、という委員の意見がございましたが、当市の男女共同参画課の第2次新居浜市男女共同参画計画の中で、障がいのある女性に対する配慮の行き届いた街を目指していることが謳われているため、計画の位置づけの中で、その計画との整合性を掲載いたしました。

75ページをご覧ください。福祉施設の入所者の地域生活への移行者数につきまして、県との調整の中で再度平成17年10月1日時点の入所者を確認し今後の移行に向けての可能性を検討した結果、16人から35人に設定を変更しております。76ページをご覧ください。福祉施設から一般就労への移行につきましても県との調整の中で、当市がこれまでの計画において目標値を8人に設定していた経緯から前回の4人から6人に目標値を上げております。

また、その次に掲載してあります就労移行支援事業の利用者数について、国から、生活介護の利用者のうち施設入所をしている利用者はそこから除くようにとの通知があったため、その数を除いた数値（８７３人→４１４人）に変更となっております。

７８ページをご覧ください。障がい福祉サービスの体系の中で、平成２４年４月から自立支援給付の中に相談支援サービスが加わることから図式の中の自立支援給付事業にその項目を追加しております。

７９ページをご覧ください。訪問系サービスについてはこれまで平成２３年１０月から新しく創設されました同行援護が単独で掲載されておりましたが、国の様式が訪問系サービスで一本化されたことに伴い、他の居宅介護と合わせております。数値については今年１月に県から精神障がい者の入院患者の退院者数が示され、それについても計画の反映させることとなりましたのでその分が若干増えております。次に日中活動系サービスにつきましては、②生活介護が先程説明させていただいたように施設入所されている方で生活介護を利用している人を除いたために、前回示した数値より少ない数値となっております。次に④自立訓練（生活訓練）については、居宅系サービス同様に県から示された数値を反映させたことと、国領荘の宿泊型生活訓練をプラスした数値に変更しております。次に⑧療養介護につきましては、これまで重症心身障がい児の施設利用決定を県で行っていたために把握できておりませんでした。今回、１月に県から重症心身障がい児施設の入所情報が届いた中で、１８名が療養介護に移行することが判明いたしましたので数値を上げております。

次に相談支援については１月に地域移行・定着に反映させるための数値が届いたために今回数値を上げております。

続きまして、資料編の内容について簡単に説明します。１０６ページ目をご覧ください。改正障害者基本法について主なポイントを掲載しています。

１０７ページから１０８ページをご覧ください。整備法についての主なポイントを掲載しております。

１０９ページから１１０ページをご覧ください。福祉避難所に関する調査の結果概要について掲載しております。

１１１ページをご覧ください。新居浜市障がい者計画・第３期障がい福祉計画検討の経緯について掲載しております。

１１２ページから１１３ページをご覧ください。新居浜市障害者自立支援協議会設置要綱について掲載しております。

１１４ページをご覧ください。新居浜市障害者自立支援協議会委員名簿を掲載しています。

１１５ページから１１８ページには用語の解説を掲載いたしました。

以上で新居浜市障がい者計画・第３期障がい福祉計画（案）についての説明を終わります。

【議長】

ありがとうございました。

新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画（案）について説明していただきましたが、それに関する意見はございませんか。

**【委員】**

用語解説に相談支援事業の記載をお願いします。

**【事務局】**

記載について検討いたします。

**【委員】**

児童デイサービスについての記載がありますが、法律改正により児童発達支援へ名称が変更となるため、修正をお願いします。

**【事務局】**

該当箇所について、用語の訂正を行います。

**【議長】**

他に修正や意見がないようですので、次にパブリックコメントについて事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

パブリックコメントを実施するにあたり、1月25日に市議会議長及び副議長に計画の説明を行いました。2月13日から3月9日までの間、市の総合案内、地域福祉課、行政資料室、上部・川東・別子山支所、各公民館、ふれあいプラザ、市のホームページにてパブリックコメントを実施いたしましたが、特に寄せられた意見はございませんでした。

**【議長】**

事務局からの説明に対して何か意見等はございませんか。

他に意見がないようですので、これで決定いたします。

続きまして、協議題（2）その他についてです。事務局から何かありましたら説明をお願いします。

**【事務局】**

これまで協議をしていただき、本日まとめました新居浜市障がい者計画・第3期障がい福祉計画（案）につきましては、今後県へ意見を照会し、今月末に庁内にて新居浜市障がい

者計画・第3期障がい福祉計画として決定いたします。決定する中で字句の訂正に関してはご了承ください。決定後、印刷いたしますが、5月中旬くらいに500部の納品を予定しており、自立支援協議会委員の皆様、障がい者関係団体、各障がい者施設、民生委員の皆様、市議会議員、関係の行政機関等に配布予定です。

次に事務局会議での報告を行います。平成23年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会におきまして、情報共有及び地域課題の抽出・解決を進めるため相談支援事業所からの相談支援報告様式の統一、相談支援事業所連絡会の自立支援協議会における専門部会化の2点について報告を行いましたが、相談支援報告様式につきましては、今回の資料にあります様式に統一することを事務局会議にて決定いたしました。また、専門部会化につきましては、相談支援事業所連絡会にて検討を行った結果、特に問題はない、との結論に至りました。なお、詳細につきましては委員より説明をお願いいたします。

**【委員】**

相談支援部会は、相談員からの情報等を基に地域課題の抽出を行うことにより、自立支援協議会において事務局会議と並んで重要な役割を果たすと考えています。なお、現在行っている連絡会については、相談支援事業所間の情報交換等に必要のため、今後も継続予定です。

**【議長】**

相談支援部会の創設についての意見がありましたが、そのことにつきましては、今この場で承認する必要があると思われかもしれませんがいかがでしょうか。

**【委員】**

法律改正により、平成24年度から相談支援体制が変更となるため、相談支援事業所の公平性・中立性が保てるような活動をお願いします。また、今後は他分野の専門部会創設も必要と考えられるため、相談支援部会の構成員についても拡充等の検討をお願いします。

**【委員】**

相談支援に関してですが、障がい児についての相談は、まずどこにすればよいのでしょうか。

**【委員】**

現在は、障がい児担当の相談支援事業所及び子ども発達支援センターが主に相談支援を行っています。

**【委員】**

保健センターでも相談業務を行っています。

**【事務局】**

今後のサービス利用に際して必要なサービス利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所につきましては、市が指定することになっており、サービス利用希望者には、市より指定特定相談支援事業所を紹介する予定です。

**【委員】**

現在行われている市委託の相談支援事業は継続予定ですか。

**【事務局】**

継続予定です。

**【委員】**

障がい児に関する相談窓口について、新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画にもっと分かりやすく記載できないでしょうか。

**【委員】**

障がい児の相談支援については、ネットワーク作りの最中であり、現状では相談窓口が1カ所に集約した形にはなっていません。

**【事務局】**

国より、基幹相談支援センター設立についての考えも示されていますが、実現するためには各相談支援事業所の理解と協力が必要となります。今後も相談支援部会や事務局会議において、相談支援体制について協議を続けていく必要があります。

**【議長】**

他に意見はございませんか。

特に意見もありませんので、この場で相談支援部会の創設について承認いたします。それ以外に委員の方からの意見はございませんか。

**【委員】**

新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画については、市のホームページに掲載されるのですか。

**【事務局】**

市のホームページに掲載予定です。

**【委員】**

相談支援報告については、今まで県への年1回の報告だけでしたが、地域課題の抽出や相談支援事業所の質向上を図るため、今後は毎月、市へ統一様式にて報告を行う予定です。

**【委員】**

相談支援事業所や病院の相談支援専門員が積極的に活動されており、障がい者への相談支援が浸透してきていると思います。

**【委員】**

障がい者への虐待については、一つの相談支援事業所のみでは対応が困難であり、市も含めた協議が今後必要です。

**【委員】**

障がい者の就労支援に関して、相談支援事業所等との連携を図っていこうと考えています。

**【委員】**

必要な相談支援を受けることが就労においても重要なため、関係機関の連携が大事だと考えています。

**【委員】**

総合相談窓口については、月1回、総合福祉センターにて実施していますが、利用者数が少ないため、今年9月以降は各公民館等での実施を考えていますので、皆様のご協力をお願いします。

**【議長】**

それでは、予定いたしておりました議題は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上